

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和6年8月22日（木）13：30～
  - 場 所 教育委員会会議室
  - 出席者
- |     |     |     |              |
|-----|-----|-----|--------------|
| 宮 崎 | 教育長 | 中 嶋 | 教育総務局長       |
| 大 谷 | 委 員 | 吉 田 | 生涯学習局長       |
| 奥 山 | 委 員 | 深 野 | 学校教育局長       |
| 原 田 | 委 員 | 藤 戸 | 総務課長         |
| 柳 川 | 委 員 | 三 木 | 教育DX推進室      |
| 山 中 | 委 員 | 坂 本 | 福利厚生室長       |
|     |     | 井 上 | 教職員課長        |
|     |     | 坂 口 | 人権教育推進課長     |
|     |     | 嶋 田 | 生涯学習課副課長     |
|     |     | 坂 下 | 文化遺産課長       |
|     |     | 村 田 | 県立学校教育課長     |
|     |     | 津 村 | 特別支援教育室長     |
|     |     | 中 井 | 義務教育課長       |
|     |     | 山 田 | 教育支援課副課長     |
|     |     | 福 田 | 教育センター学びの丘所長 |
|     |     | 濱 上 | 紀北教育事務所長     |
|     |     | 平 林 | 紀南教育事務所副所長   |
|     |     | 平   | 総務課主幹        |
|     |     | 村 上 | 総務課主事        |
|     |     | 平 松 | 総務課主事        |

## 1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第15号については、教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第15号については、非公開とする。ついでに、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

令和6年7月26日(金)の定例会について、承認した。

## 3 付議事項

議案第12号 「令和7年度県立中学校使用教科用図書の採択」について

○教育長 資料は7月26日に開催した委員協議会において、教育委員の皆さんで協議をして作成したものである。事務局からこれまでの経緯等を説明願う。

○義務教育課長 公立の中高一貫教育を施す中学校で使用する教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項により、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書を採択することとなっている。これまでの経緯としては、4月17日、県教育委員会は本年度の中学校教科用図書採択について、学校関係者、保護者代表、有識者等からなる和歌山県教科用図書選定審議会に諮問した。5月以降、教育委員室に教科書を常設するとともに、各教育委員に教科書の内容について調査研究を始めていただいた。そして6月4日に選定審議会から令和6年度教科用図書採択基準及び令和7年度使用中学校教科用図書選定資料の答申を受けた。これらの採択基準や選定資料を各中学校に示し、各中学校で全ての教科用図書について各教科の教員を中心に学校長とともに調査研究を行った。7月3日、9日に学校関係者、保護者代表、有識者等で構成される和歌山県立中学校教科用図書選定委員会を開催した。選定委員会では、学校が希望する各種目の候補が報告され、各校の教育目標や特色、教育課程との整合性等を確認、専門的知識及び広い視野から審議し学校ごとに各種目の2候補を県教育委員会に意見具申した。7月26日の委員協議会では、選定委員会から意見具申された各種目の2候補を学校ごとに確認するとともに、改めて全ての教科書を対象に、中学校学習指導要領の趣旨や各教科の目

標、内容等を十分に踏まえ、令和7年度使用中学校教科用図書選定資料も活用して審議いただいた。審議をお願いしたい。

○**教育長** 本日は教育委員会として県立中学校5校の令和7年度使用教科用図書を採択する。7月の委員協議会において教育委員の皆様から多くの意見があったので、この定例会でも議論を深めたいと思う。これから学校ごとに意見を伺う。古佐田丘中学校について御意見、御質問等はないか。

○**山中委員** 来年度橋本高校に探究科ができることから、今まで以上に中高の6年間の継続的な学習が求められる。社会の公民は日本文教出版を案としているが、この教科書は巻頭にSDGsの17の目標が示されていて、これからの社会をどのようにしたいか、というテーマで世界の課題を考えることができ、さらに生徒同士の話し合いによる対話的な活動を展開できる仕組みになっている。公民の学習を通して、社会の課題を自分事として考える力の育成を目指す高校の探究科での学習の基礎となりうると考える。

○**奥山委員** 国語と書写は光村を案としているが光村の国語の教科書は各学年の巻頭に思考の地図が設けられ、様々な思考法が紹介されており場面や目的に応じて考えを深められるところが評価できる。書写の光村の教科書は動画が効果的で、見通しを持たせるのに有効である。古佐田丘中学校だけでなく、他4校も書写が光村であるのはその点が効果的であるからである。活用しやすく、主体的に取り組むことができ、書く力を身に付けることができる教科書であると考えている。

○**教育長** 向陽中学校についてはどうか。

○**大谷委員** 向陽中学校は教育目標に豊かな人間性と高い知性を持つスケールの大きな人材の育成を掲げている。その中の特色として理数系教科の学習の特化が挙げられる。数学と理科はともに東書であるが発展的な内容がバランスよく配置されており、中高6年間を考えたときに系統的に取り組める内容である。

○**原田委員** 社会は、地理・歴史・公民ともに東書であるが東書の社会は情報量が多く、様々な意見が反映されている教科書である。またデジタルコンテンツも豊富にありその点でも情報量が多く、生徒が調べたり考えたりと興味・関心を持って学習に取り組めると思う。

○**教育長** 桐蔭中学校についてはどうか。

○**柳川委員** 桐蔭中学校は高校に伝統があり、そこに併設された中学校であるという特色を鑑みて意見を申したい。今回の採択にあたり桐蔭中学校はキャリア教育が特色となっている。数学は数研の教科書を採択案としている。気象予報士やスポーツアナリストのデータ活用や仕事の魅力を取り上げており、職業観の育成や教科での学習内容の必要性や大切さの理解に繋がると思う。発展的な学習内容の記述が多い点も桐蔭中学校に適している。

○**山中委員** 技術と家庭ともに東書を案としているがレイアウトが見やすくデジタ

ルコンテンツも充実している。生徒の身近にあるテーマや実社会の事例が多く扱われており、教科の学習と職業や日常生活との関連が充実している。

○**教育長** 桐蔭中学校の社会は、公民が日文で、その他は帝国としている。社会科の中で出版者が異なることについて議論したが、もちろん文科省の検定を通っているものであるし、公民の日文では、チャレンジ公民でいろいろなテーマに取り組めることから、桐蔭中学校に適していると判断した。

○**教育長** 日高高等学校附属中学校についてはどうか。

○**奥山委員** 日高高等学校附属中学校だけでなく5校ともに言えることだが、英語の三省堂は日常生活で出会うような場面や状況が設定されていて、対話的な学びを充実することができる。そういった点で主体的・対話的な学びを通して探究する力の育成を目指す日高に適している。

○**原田委員** 国語に関しては議論の中で光村も候補に挙がっていたが、学校の教育方針や課題の発見と解決に向けた主体的な学びという研究主題には東書のほうが適しているという選定委員会の意見具申を受け、東書に決めた。

○**教育長** 田辺中学校についてはどうか。

○**柳川委員** 田辺中学校は教育目標の中に幅広い人間性を掲げているため、多様な考え方に触れ、多面的・多角的な見方・考え方の育成を採択する上で重要な点とした。また確かな理数の学力を教育目標に掲げており、理科に関して観察や実験において探究の過程が示され一連の活動を振り返り、技能を身に付けることができるということで多面的な教育につながる啓林館の教科書とした。

○**大谷委員** 数学も啓林館が候補に挙がり審議したが東書の教科書は身に付けた知識・技能等を活用する問題が取り上げられていたり、数学の自由研究で思考力・判断力・表現力等を高める課題があったりと田辺中学校の数学における確かな学力の定着と数学的な思考力や表現力の育成が図れると考える。また、音楽については一般・器楽合奏ともに教芸であるが一年間で学習する教材等や音楽を形づくっている要素をまとめたページを設けていることから、目標を持って学習を進めることができる内容となっている。

○**教育長** 各学校について意見を伺ったが、全体を通してご意見、ご質問等はないか。

○**柳川委員** 文部科学省の検定を合格した教科書について教育委員で最終的に検討させていただいたが、冒頭で義務教育課長から説明があったように4月から私達に適切な説明をしていただいたため、教科書の内容をしっかりと確認することができた。特に各学校で各教科の教員を中心に調査研究したうえで学校の希望を聴取するという点は、学校の伝統を鑑みたくえでの採択の方法であると考えている。私達が採択するにあたり、それぞれの現場の声が反映されているのではないかと。そういった状況で私達が選ぶことができたことは、おそらく学校現場の方達に満足していただけるの

では、と思い最終的な判断をした。教育に関係する職員の方々のご苦勞に改めて感謝を申し上げたい。

○教育長 それでは、原案のとおり採択することとしてよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第12号については原案のとおり決定する。

**議案第13号 「令和7年度県立高等学校使用教科用図書の採択」について**

○教育長 「令和7年度県立高等学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 令和7年度の教科用図書の採択に係る流れは、まず各高等学校で文部科学省検定済みの教科用図書について各教科の教員を中心に、学校長とともに調査を行った後、各学校で教科書選定委員会を開催し、各教科の推薦順位1位から3位までが申請される。申請された教科用図書については、県立学校教育課の指導主事を中心に各学校の教育課程に沿ったものであるかどうか、また、内容の難易度、配列、分量等が各学校の実情に合致しているかどうかを審査した。それらを基に8月8日に教科書選定審査会を開催し、各学校から申請された1位の教科用図書について、各指導主事から適切であると審査報告を受けたものである。各学校の申請順位1位の教科用図書を来年度の採択としたいと考えている。審議をお願いしたい。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第13号については原案のとおり決定する。

**議案第14号 「令和7年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について**

○教育長 「令和7年度県立特別支援学校使用教科用図書の採択」について、説明願いたい。

○特別支援教育室長 小学校、中学校で使用する文部科学省検定済み教科書については法律で4年ごとに採択を行うことが定められている。県内8つの採択地区において、小学校用は昨年度に採択が行われた。中学校については、法律の規定により8月31日までに採択を行うことになっており、現在各採択地区において審議が進

められている。特別支援学校の小学部・中学部で使用する検定済み教科書については、地域の小学校・中学校との交流および共同学習の推進の観点、入学時の学びの連続性を確保する観点から特別支援学校が所在する各地域において採択された教科用図書と同一の教科用図書を使用している。今回の採択にあたって各採択地区で採択された教科書をそれぞれ採択案とし提案する。なお和歌山盲学校の国語、社会、算数、理科、英語、道徳については点字教科書の出版状況に応じた教科書を採択案とする。特別支援学校用の教科書目録掲載図書については、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用ともに全点文部科学省著作本であり全種目1点の出版となるため全てを採択案としている。なお、先ほど申し上げた点字教科書については、どの出版社の検定教科書を点字教科書の原典とするか文部科学省において選考が行われ、小学部用は、国語・社会・算数・理科・英語・道徳、中学部用は国語・社会・数学・理科・英語・道徳がそれぞれ点字教科書として作成されている。中学部の点字版については採択された教科書を点訳する発行者が文部科学省で未だ決定されておらず、数か月先になる見通しであるが、業者の如何にかかわらず、採択案としている。

高等学校用の文部科学省検定済み教科書の採択については各学校長から選考結果の報告があった教科書について各学校の教育課程との整合性を踏まえ審査を行ったものとなる。内容を確認し、適正であると判断したため採択案として提案する。

特別支援学校小学部、中学部、高等部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書と呼ばれる絵本等の図書について今年度は727種、延べ1329件の申請があった。8月8日の教科用図書選定審査会では、これまで和歌山県教育委員会が作成した教科用図書選定資料に掲載されていない図書や過去の審査会において審査していない図書、特別支援学校高等部において比較的多く使用されている図書を中心に審査を行った。審査の結果いずれも児童生徒の発達段階に応じたものであり、表現・内容等についても特別支援学校学習指導要領に示された内容を鑑み適切と考える。これらを含め採択案として提案する。ご審議をお願いする。

**○山中委員** 障害の種類や程度は人によって異なるが、個々に応じた教科書を選んでいるのか。

**○特別支援教育室長** 現在は教科書として絵本が1300点以上あるが、元々障害のあるこどもたちの教育は、教科書のないところからスタートした。15年から20年間にわたり各特別支援学校では、様々な市販の絵本等について調査研究を行っている。その中から毎年こどもたちの発達に応じた教科書を適切に選んで支給しており、同じ学年でも状況に応じて異なる。近年は知的障害者用の教科書もあり、特に生活科などは6年間にわたりこども達が地域や学校生活だけでなく社会生活の中でしっかりと学べるようなカリキュラムになっているため、今後も充実していくことを期待している。

**○奥山委員** 特別支援学級に入っている生徒が、特別支援学校で使用している教科書を使用することもあるのか。

**○特別支援教育室長** 特別支援学級に入っている全ての生徒については把握できていないが、特別支援学校用の教科書で学ぶことは可能である。基本的には地域の学

校の検定本を使用しているケースが多いと認識している。

○教育長 下学年の教科書を使用することもあるのか。

○特別支援教育室長 他学年の教科書を給与することは可能であり、知的障害の程度に応じて他学年の教科書を使用することもある。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第14号については原案のとおり決定する。

#### 4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

9月10日(火)	9月議会開会
9月17日(火)～20日(金)	本会議
9月24日(火)	文教委員会 予備日25日(水)
9月26日(木)	本会議
9月27日(金)	閉会
9月27日(金)	教育委員会9月定例会
10月30日(水)	教育委員会10月定例会

<非公開議案>

#### 5 付議事項

##### 議案第15号

令和7年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

県立学校教育課長から「令和7年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので8月定例会を閉会  
する。 (14:30 閉会)